

(基本利用料及び利用者負担金)

介護保険用（要介護）看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金		
		1割	2割	3割
20分未満	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上 1時間未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上 1時間30分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

利用時間等	夜間・早朝料金負担金 ※1			深夜料金負担金 ※2		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
20分未満	393円	785円	1,178円	471円	942円	1,413円
30分未満	589円	1,178円	1,766円	707円	1,413円	2,120円
30分以上 1時間未満	1,029円	2,058円	3,086円	1,235円	2,469円	3,704円
1時間以上 1時間30分未満	1,410円	2,820円	4,230円	1,692円	3,384円	5,076円

※ 介護保険の給付の範囲を超えてのサービス利用については、全額自己負担となります。

介護保険用（要支援）看護師が訪問する場合

利用時間等	基本料金	利用者負担金		
		1割	2割	3割
20分未満	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上 1時間未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上 1時間30分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

利用時間等	夜間・早朝料金負担金 ※1			深夜料金負担金 ※2		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
20分未満	379円	758円	1,136円	455円	909円	1,364円
30分未満	564円	1,128円	1,691円	677円	1,353円	2,030円
30分以上 1時間未満	993円	1,985円	2,978円	1,191円	2,382円	3,573円
1時間以上 1時間30分未満	1,363円	2,725円	4,088円	1,635円	3,270円	4,905円

※ 介護保険の給付の範囲を超えてのサービス利用については、全額自己負担となります。

サービスの加算料金（介護保険）

加算項目	料金	利用者負担金			
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）	5,740円	574円	1,148円	1,722円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	60円	6円	12円	18円	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	30円	3円	6円	9円	
特別管理加算※3（Ⅰ）（月1回）	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算※3（Ⅱ）（月1回）	2,500円	250円	500円	750円	
ターミナルケア加算（死亡月に1月）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
初回加算（Ⅰ）	3,500円	350円	700円	1,050円	
初回加算（Ⅱ）	3,000円	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算（1回につき）	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
複数名訪問加算（Ⅰ）	所要時間30分 未満の場合	2,540円	254円	508円	762円
	所要時間30分 以上の場合	4,020円	402円	804円	1,206円
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	

※1 夜間は18時から22時、早朝は6時から8時とし、基本利用者負担金に1回につき
所定単位数の25%を加算します。

※2 深夜は22時から翌6時とし、基本利用者負担金に1回につき、所定単位数の50%
を加算します。

サービス提供体制強化加算

※3 次の算定要件を満たす場合

- I
 - ① 全ての看護師等ごとに研修計画を作成し、計画に従って研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。
 - ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
 - ③ 全ての看護師等に対し、健康診断を定期的実施すること。
 - ④ 看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- II
 - ① Iの①から③までに掲げるいずれにも適合すること。
 - ② 看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

特別管理加算

指定訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1ヶ月につき1回特別管理加算（Ⅰ）または、特別管理加算（Ⅱ）を加算します。

（Ⅰ）在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態

在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

気管カニューレを使用している状態

留置カテーテルを使用している状態

※ 膀胱・腎ろう・膀胱ろうの留置カテーテル、胃ろう、経鼻経管栄養チューブ、ポートを用いた薬剤注入、PTCDチューブ、ドレーンチューブ等、腹膜透析カテーテル、24時間持続点滴注射等

（Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態

在宅血液透析指導管理を受けている状態
在宅酸素療法指導管理を受けている状態
在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
在宅自己導尿指導管理を受けている状態
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
人工肛門、人工膀胱を設置している状態
真皮を越える褥瘡の状態

(①NPUAP分類ⅢまたはⅣ度、②DESIGN-R分類D3、D4またはD5)

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

緊急時訪問看護加算Ⅱ

利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあるステーションにおいて、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に同意を得て加算します。

ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者に対して、利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日前の14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合、死亡月につき1回所定単位数を加算します。

初回加算（Ⅰ）

過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院又は入所中の者が退院又は退所に当たり、病院等から退院した日の初日に初回の訪問看護を行った場合に、1ヶ月につき1回所定単位数を加算します。

初回加算（Ⅱ）

過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院又は入所中の者が退院又は退所に当たり、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に、1ヶ月につき1回所定単位数を加算します。

退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院又は入所中の者が退院又は退所に当たり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合、退院又は退所後の初回訪問看護の際に1回（特別管理加算対象者は、2回）に限り算定する。

複数名訪問加算

利用者又は、その家族の同意を得て、2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合に加算します。

- ① 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められた場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められた場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、①または、②に準ずると認められた場合

(Ⅰ) 複数の看護師等との同時訪問

長時間訪問看護加算

特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が、1時間以上1時間30分未満の訪問看護後に、引き続き訪問看護を行った場合300単位を加算します。

(2) 医療保険用看護師が訪問する場合

基本料金項目		料金	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費 I	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降 (看護師)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
基本療養費 III		8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
管理療養費 1	月の2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
管理療養費 2		2,500円	250円	500円	750円
情報提供療養費	月1回	1,500円	150円	300円	450円

サービス加算料金（医療保険）

加算項目	内容	料金
緊急時訪問看護加算（1日につき）	14日目迄	2,650円
	15日目以降	2,000円
特別管理加算（I）	月1回	5,000円
特別管理加算（II）	月1回	2,500円
ターミナルケア療養費		25,000円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
夜間・早朝訪問看護加算	午後6時～午後10時	2,100円
	午前6時～午前8時	2,100円
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時	4,200円
24時間対応体制加算	月1回（軽減負担の取組）	6,800円
	月1回	6,520円
退院時共同指導加算	退院・退所につき1回	8,000円
複数名訪問看護加算	イ、看護職員+看護師（週1回）	4,500円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合（週1回）	5,200円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
在宅患者緊急カンファレンス加算	月2回	2,000円
特別管理指導加算		2,000円
退院支援指導加算	退院につき1回	6,000円
	90分を超える場合	8,400円
訪問看護ベースアップ評価料（I）	月1回	780円
訪問看護ベースアップ評価料（II）	月1回	10～500円

緊急時訪問看護加算

訪問看護ステーションが、利用者またはその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を主治医の指示にて行う場合に加算します。

特別管理加算

訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、特別管理加算（I）または特別管理加算（II）を加算します。

- (I) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態
留置カテーテルを使用している状態
- (II) 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
在宅血液透析指導管理を受けている状態
在宅酸素療法指導管理を受けている状態
在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
在宅自己導尿指導管理を受けている状態
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
在宅人工呼吸指導管理を受けている状態
人工肛門、人工膀胱を設置している状態
真皮を越える褥瘡の状態

(①NPUAP分類ⅢまたはⅣ度、②DESIGN-R分類D3、D4またはD5)

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者に対して、主治医との連携の下、利用者またはその家族に説明して、その死亡日の前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む）に加算します。

24時間対応体制加算

利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあるステーションにおいて、緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合、説明を行い同意を得て加算します。

退院時共同指導加算

入院中または介護老人保健施設入所中の者が退院や退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院や退所後、初回の訪問看護ステーションの看護に、退院時共同指導加算として、退院や退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り加算します。

複数名訪問看護加算

複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対し、看護職員が同時に他の看護師等と訪問看護を行うことについて主治医の指示の下、利用者または家族等の同意を得て訪問看護を行った場合に算定する。

長時間訪問看護加算

長時間訪問看護加算は、下記の長時間訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対し、週1日（下記③および15歳未満の②については週3日）に限り加算します。

- ① 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者
- ② 特別管理加算を算定する者に該当する利用者
- ③ 15歳未満の超重症児または準超重症児（週3回まで算定可能）